



話し合い実施の範囲

人農地プランはおおむね小字（旧農単位）としていますが、地域計画作製話し合いは、隣接するプランをある開催させていただきます。

(土地改良事業実施区域や中山間の協定区域など別途に話し合いを実施している箇所はそちらの内容を優先します。)

地域計画の話し合い実施の区域

- A.32 屋田・富沢・黒瀬
- B.08 狩谷野目 17 細谷・押口
- C.10 赤川 27 三ツ橋
- D.15 中島 31 橋東
- E.14 河原 23 高寺・下馬渡 37 松尾・石野新田
- F.16 猪俣新田・中屋
- G.18 松ヶ岡
- H.25 三軒屋 29 上野新田 41 東山
- I.22 今野 36.1 向山
- J.01 中川代 24 海谷森 36.2 桜ヶ丘
- K.26 手向
- L.42 月山ろく11-3回地
- M.33 下川代
- N.09 川代山 21 泉野 38 八森
- O.02 玉川・清水 03 大口
- P.07 仙道
- Q.13 野荒町 19 増川新田 39 市野山
- R.04 戸野・坂ノ下・十文字 05 町屋・染興屋・川行 06 小増川 12 金森目 40 中里
- S.20 鎌田
- T.11 東荒川 28 山荒川 30 野田 34 西荒川 35 白山
- U.細谷・押口

